

## 社会福祉法人親和会役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人親和会の役員（理事・監事）、評議員及び評議員選任・解任委員、苦情解決第三者委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

### (報酬)

第2条 役員等には報酬を支給する。但し、当法人の職員を兼ねる役員等には支給しない。

2 報酬額及び支給基準は、別表1に定めるところによる。

### (費用弁償)

第3条 役員等には、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会及び理事長が承認した法人等の業務執行等による費用弁償について支給する。但し、当法人の職員を兼ねる役員等には支給しない。

2 費用弁償の額は、旅費規程第10条を準用する。但し、日当は支給しない。

### (支給方法)

第4条 報酬及び費用弁償の支給日は、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会の開催日並びに内部監査実施日や行政指導監査の立会の日とする。理事長については、社会福祉法人親和会職員給与規程第4条（正職員支給日）及び旅費規程第10条を準用する。また、業務執行及び各種会議等に出席する非常勤役員については、業務の形態により、当日支給又は職員給与規程第4条（パート職員支給日）及び旅費規程第10条を準用する。

2 報酬及び費用弁償は、現金又は口座振込で支給する。

### (公表)

第5条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

### 附則

1 この規程は、平成29年12月15日から施行する。

2 社会福祉法人親和会役員等報酬規程（平成16年12月1日制定）は廃止する。